

(入札の公告)

北海道教育庁石狩教育局告示第130号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和5年11月2日

北海道教育庁石狩教育局長 田中賢一

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 名称	北海道新篠津高等養護学校構内除排雪業務委託	
(7) 除雪ドーザ	ホイール型9t級以上マルチプラウ	1台1時間当たりの単価
(1) バックホウ	バケット容量平積0.35m <sup>3</sup> 以上	1台1時間当たりの単価
(9) ロータリ除雪車	ホイール型220kW(300ps)級 2.6m級	1台1時間当たりの単価
(1) ダンプトラック	10t積級以上	1台1時間当たりの単価
イ 予定数量（時間）		
(7) 除雪ドーザ	ホイール型9t級以上マルチプラウ	166 時間
(1) バックホウ	バケット容量平積0.35m <sup>3</sup> 以上	40 時間
(9) ロータリ除雪車	ホイール型220kW(300ps)級 2.6m級	20 時間
(1) ダンプトラック	10t積級以上	114 時間

(2) 契約の目的の仕様等 契約書（案）及び委託業務処理要領による。

(3) 契約期間 令和5年11月22日から令和6年3月31日まで

(4) 履行場所 石狩郡新篠津村第45線北13番地 北海道新篠津高等養護学校構内

2 入札に参加する者に必要な資格

令和5年北海道教育庁石狩教育局告示第129号に規定する北海道新篠津高等養護学校構内除排雪業務委託契約の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

石狩郡新篠津村第45線北13番地 北海道新篠津高等養護学校事務室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 石狩郡新篠津村第45線北13番地  
北海道新篠津高等養護学校、会議室

(2) 入札日時 令和5年11月21日（火）午前10時00分

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めことがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めことがある。

7 郵送等による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（1時間当たりの単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（1時間当たりの単価）の制限の範囲内であって、かつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（1時間当たりの単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低の価格であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（1時間当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道新篠津高等養護学校

イ 所在地 郵便番号 068-1115

石狩郡新篠津村第45線北13番地

ウ 電話番号 0126-58-3280

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(8) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(9) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。